

一時保育の利用について

町立保育所では、一時的に育児が困難になった場合に利用できる一時保育を実施しています。

下記の事項をご理解の上、利用の手続きに従ってご利用ください。

一時保育を利用できる児童

下郷町に住所を有する満1歳以上の就学前児童で、下記のいずれかに該当する場合に利用できます。

	非定型的保育サービス (曜日指定保育)	緊急保育サービス事業	私的理由 保育サービス事業
説明	保護者の勤務形態等により、継続的に家庭での保育が困難になる場合	保護者の疾病、入院等により緊急・一時的に保育が必要となる場合	保護者の育児疲れ解消等私的な理由により一時的に保育が必要となる場合
利用可能な日数	原則週3日	月7日以内	月2日以内
保育時間	午前8時30分～午後5時		
保育料	3歳未満の場合 1人につき日額2,000円(完全給食) 3歳以上の場合 1人につき日額1,800円(捕食給食) <u>※午前のみ又は午後のみ場合はそれぞれの日額の半額となります。</u>		

※ 月の利用可能日数を越えた場合は、利用をお断りすることがあります。

※ 持ち物など詳細については保育所にお問い合わせください。



利用の手続き

1 利用登録

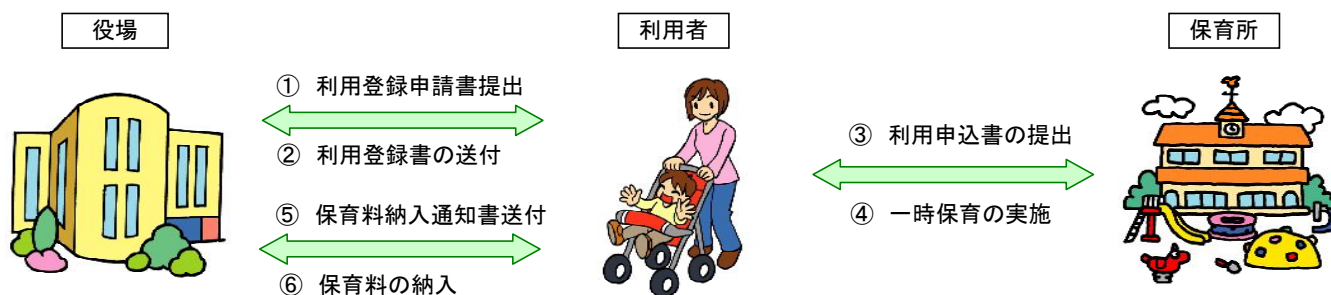
- 「一時保育利用登録申請書兼保育児童台帳」をあらかじめ役場に提出します。(年1回)
- 役場から「一時保育利用者登録書」を送付します。この登録書は、年度内有効です。

2 利用申し込み

「一時保育利用申込書」を保育所に提出します。(利用の2日前まで、緊急の場合を除く)
キャンセル等は、保育所に連絡してください。

3 保育料の納入

一時保育の利用実績により、月ごとに役場から納付書をお送りします。
指定された納入期限までに保育料を納入してください。



※ ①、②は年1回の手続きです。(登録書は年度内有効)
利用登録後は、③～⑥の繰り返しになります。

お問い合わせ先

湯野上保育所 TEL 68-2315

しもごう保育所 TEL 69-1135

役場福祉係 TEL 69-1199